

第百八十五回国会 参議院 内閣委員会 會議録 第四号

平成二十五年十二月六日(金曜日)

午前九時三分開会

委員長の異動

十二月五日水岡俊一君委員長解任につき、その補欠として山東昭子君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

十二月三日 辞任 神本美恵子君 補欠選任 北澤 俊美君

十二月四日 辞任 北澤 俊美君 補欠選任 神本美恵子君

十二月五日 辞任 岩城 光英君 補欠選任 山東 昭子君
世耕 弘成君 堂故 茂君

出席者は左のとおり。

委員長 山東 昭子君
理事 佐藤ゆかり君
松平 新平君
山下 芳生君

委員

岡田 広君
上月 良祐君
鴻池 祥肇君
堂故 茂君
福岡 資麿君
山崎 力君
山谷えり子君
秋野 公造君

衆議院議員

内閣委員長代理 関 芳弘君

国務大臣 新藤 義孝君

副大臣

内閣府副大臣 岡田 広君

内閣府副大臣 関口 昌一君

厚生労働副大臣 佐藤 茂樹君

大臣政務官 伊藤 忠彦君

内閣府大臣政務官 五十嵐吉郎君

事務局側

常任委員会専門員 川本正一郎君

政府参考人 内閣官房地域活性化統合事務局 長 鈴木 良之君

内閣官房地域活性化統合事務局 長 河村 潤子君

文化庁次長 大西 康之君

厚生労働大臣官房審議官 宮野 甚一君

厚生労働省職業安定局次長 岡田 太造君

厚生労働省社会・援護局長 橋本 公博君

国土交通大臣官房審議官 久保 成人君

観光庁長官 観 光 庁 長 官

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国家戦略特別区域法案(内閣提出、衆議院送付)

○アルコール健康障害対策基本法案(衆議院提出)

○青少年健全育成基本法の制定に関する請願(第八三号外九件)

○税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願(第一〇五号外二件)

○子ども・子育て支援新制度に関する請願(第一八四号外一六件)

○戦時性的強制被害者問題の解決促進に関する請願(第三二〇号)

○マイナンバー法の廃止に関する請願(第五九〇号)

○国民監視の共通番号制の導入反対に関する請願(第五九一号外一件)

○戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願(第五九三号外三件)

○韓国・朝鮮人元B級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第七六号外四件)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(山東昭子君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、岩城光英さん及び世耕弘成さんが委員を辞任され、その補欠として私、山東昭子及び堂故茂さんが選任されました。

○委員長(山東昭子君) この際、申し上げます。

民主党・新緑風会所属委員の出席が得られておりません。出席を要請いたしますので、しばらくお待ちいただきますと存じます。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山東昭子君) それでは、速記を起こしてください。

民主党・新緑風会所属委員に対し出席を要請いたしましたけれども、出席を得ることができませんでした。やむを得ず議事を進めます。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国家戦略特別区域法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房地域活性化統合事務局長川本正一郎さん外七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山東昭子君) それでは、国家戦略特別区域法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○江口克彦君 おはようございます。また、大臣も早くからありがとうございます。

一言冒頭に申し上げますと、民主党が理由もなく欠席をするということはこの委員会を冒瀆するものであり、また国民に対してもやっぱり申し開きができないと。要するに、国会議員の責任を放棄しているということに尽きると思っています。この件につきましては、委員長の方から嚴重にやっぱり抗議をしていただきたいということを冒頭にお願ひしておきます。

さて、大臣の方に御質問をさせていただきます。

国家戦略特区制度が検討されている間に、オリンピックが決定しました。新しい事態ということも言えるのではないだろうかというふうに思いますけれども、東京オリンピックの成功に向けて政府一丸となって取り組むことが私はやっぱり必要だろうと強く思うのでありますけれども、国家戦

略特区制度は東京オリンピックの成功にどんな寄与をすることができるのか、どのようなことをお考えになつておられるのか、ちよつと大臣のお考えを、またプランというか、今後のことについてお話をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) この東京オリンピック誘致が成功した、招致が成功したことは極めて喜ばしいことであつて、日本中が大きな喜びと希望に包まれたんだと思ひます。しかも、七年後という絶妙な期間をいただきました。ですから、私たちは、日本が総力を挙げてその七年後に向けていろいろなものを挑戦をし、そして花開かせると、そういう我々は希望が見えてきているのではないかとこのふに思ひます。

その上で、この国家戦略特区は、そもそも長い間低迷してありました日本経済を立て直して、そして新たな力強い日本をつくつていく、その中から経済を再生させ、教育や社会保障などの社会的な課題を解決していくのではないかと、こういう、我々安倍政権において象徴的なプロジェクトにしないでほしい、日本経済の起爆剤となる、そういうものにしたいと思つておるわけでございます。そして、今どこにその特区を設定するか、どんなような事業が行われるか、それはこの法案が成立後に設置されます諮問会議の中で決められていくわけでございます。

しかし、いずれにいたしましても、どこの地区においても、日本の新たな成長分野、それから国内の挑戦とともに世界を引き込んでいく、また私たちは世界に出ていく、そういう特区というものが数か所できるというふうに思ひます。それらの成功が国力の充実となつて、そして七年後の東京オリンピックにたくさんの人たちを世界中から迎え入れるわけでありますから、スポーツの祭典であつて、それは世界中がスポーツを通じて一つになる機会でもあるし、一方で世界の方々に日本をアピールできるタイミングでもあるということであり、あつ、こういう国ならば自分たちも事業展開

したいとか、さらに、もう一度また来てみたい、滞在したいと、こう思つていただけるような仕組みにしていける必要がある。その一環として国家戦略特区は大いに役に立つのではないかとこのふに思ひます。

もとより、東京オリンピックは東京のためだけのオリンピックに終わらせてはいけません。全国がホストシティとなつて、オリンピックの期間は決まっておりますけど、その前段階の準備がございします。ですから、それは日本中が世界からのお客様をお迎えをする、おもてなしという言葉がございしましたけれども、そういった工夫をして、このオリンピックを機に日本全体が活性化するという、そういう取組が必要だと思つております。

○江口克彦君 ありがとうございます。今全国がホストシティにならないといけないというのは、まさにそのとおりだと思ふんですね。また後で御質問させていただくかもしれませんが、やはり東京と地方の、このオリンピックによつて格差というか、それが拡大してしまふんじゃないかというのを前回でも私、御質問させていただきました。

そういう意味で、全国をホストシティとしてということとは、全国各地をホストシティにして活性化させるという、そういう方向で考えておられるということは、大変強い御回答をいただいたわけでありますけれども、全国をホストシティにするために、また地方を元気にするためにどういふことを今、今まだ決定されていらないかもしれないけれども、大臣の構想というか、頭の中でどういふやり方もあるかと、決定をしたこととでなくともよろしいですから、今構想されておられることをちよつとお話いただければと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) 問題は、それぞれの地域がそれぞれの望む、またそれぞれの特性を生かした活性化をどう達成するかということに思つております。今既に日本中を、地方行政といひますけれど

も、そもそも地方自治体が千七百八十九ございしますが、人口が五万人以下の自治体が七割でございます。そして、三割の地域に八割の人口が住んで都市問題が起き、一方で地方は疲弊し、人口減少、高齢化が発生している。その中身は全て、もう千差万別どころではなくて、一つ一つが違う状態であります。したがつて、これからの地域活性化策というのは画一的なものであつては効果がなかなか出ない。ですから、ベースとなる制度はつくりませんが、やはりその地域が望むようなやり方を、規制も含めてそういったものができるだけ取り込んで、私は、自主性、自立と個性を追求する、そういう政策を国が支援するという形をつくるべきだと思つています。

特区もそうでございますし、総合特区、構造改革特区、それから都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、さらにはそれぞれの省庁で、私ども総務省とすれば地域の元氣創造プラン、ICT成長戦略ですとかいろいろなものを組ませていたでございします。交付税も新しい仕組みを入れていこうと思つています。農業においても様々な工夫がございします。

ですから、いろいろなものを重ね合わせて、でもキーワードはやっぱり自立と個性、こういったものを追求する、そういうものを、国全体が形をつくつていきたいと、このように考えておるわけでございします。

○江口克彦君 大臣も地方行政について経験も豊富だと思ひますし、是非千差万別というところでいろいろと知恵を絞つていただいて、とにかく地方を活性化させるということ、オリンピックという東京東京となりまして、ここだけは是非、東京だけの活性化ではなくて地方の活性化ということ、是非そちらの方に重点を置いてお考えをいただきたいということであります。

次に御質問させていただきますけれども、オリンピックの開催に伴ひまして、首都圏の都市改造などの必要性から規制の特例措置が更に私は必要になるのではないだろうかというふうに思つて

ありますけれども、オリンピック開催という新たな事態が生じたわけでありまして、オリンピック開催に当たつて、国家戦略特区の規制特例の追加を含めて柔軟に必要な措置を講じていく必要があるのではないだろうかというふうに思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、東京オリンピックというのも一大プロジェクトだと、このように位置付ければ、国家戦略特区も同じようなプロジェクトでございします。そして今、国家戦略特区の御説明をする際にずっと私申し上げておりますのは、何か一つの規制でその規制を適用したもののみの特区というのではないんだということを申し上げておるであります。

ビジネスにせよ、それから何かの産業を育成するにせよ、何かをしようとするときに、そこで働きたい人たちがいる。それから、それは海外から入つてくる人たちもいる。その海外からこの日本に働きに来てくれる人は家族を連れてくる。で、本人も家族も住みやすい国でなければ移住する気になりません。したがつて、医療や教育や都市環境、そして文化やアミューズメント、いろいろなものを含めて迎え入れられるような、また、新しいそこで活性化ができるような、そういう仕組みを入れていこうというふうに考えているわけであります。

したがつて、東京オリンピックも、それは本当にたくさんの方がおいでになるわけですから、そこにおける通信環境、それから医療や教育、そしてショッピングですとかいろいろな案内についてもやはり先進のものを提供する必要があると思ひますから、必要な規制というものは当然のごとくいろいろ追求して、また新たな措置を加えていききたいと、このように考えております。

○江口克彦君 最後の質問になるかもしれませんが、これまで大臣は国会等の議論を見守るとの答弁に終始しておられますけれども、報道では、自民党は道州制基本法案の今国会への提出を諦め、次期常会以降への先送りを決めたとして

報道されているんですけど、これ一体いつまで先送りするつもりなのか。

これは自民党に聞いてくれというふうには大臣は言われるかもしれませんが、ただ、大臣は就任のときの記者会見で、最初ですよ、一番最初の記者会見で、道州制について、法律の制定も含め是非進めていくべき課題だというふうには大臣として答えておられるわけですよ。そのときは、自民党がどうの、政党がどうのって言われていない。御自身の考え方としてこの道州制に積極的に取り組んでいきたいというふうな発言をされているわけですけども、いまだに、大臣、何か行動されているのでしょうか。私には大臣が行動されているというふうには見えないんです。だから、例えば第二次道州制ビジョン懇、私がビジョン懇の座長をやっています、中間報告で、最終報告していないんですよ、民主党政権に替わっちゃったために。誠に無責任極まりなかったんですけど。

その道州制の導入に向けた議論の場を政府内に設けて主体的に進められると。要するに、道州制ビジョン懇と同じように道州制国民会議というものを基本法よりも先行させるというふうな、そういうふうなことを考えていただくというふうな、あるいはまた検討いただくということはお願ひできないでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、民主党、前政権時代に担当がおりませんでした、この道州制の担当大臣、再び安倍内閣によって任命されたわけでありまして。私の使命は道州制を進めていくことでございまして、これは積極的な検討をしていきたいと、この気持ちには何ら変わりはないと、

そして、その上で、今現在行われているのは、これは足踏み状態とは私は思っていないのでございます。そうではなく、そもそも江口委員が座長を務められて決めていただいたビジョン懇で、それに基づいてプログラムが進んでいると。そして、法律を、基本法を出して、また国民会議を設

置していきましよう、そのための御議論が行われていると。そして、党においては基本法の骨子ができ上がって準備が進んでおりますけれども、その法案を提出する前により広く国民の声を聞くこと。そしてまた御懇念も、また推進も含めて様々な意見が各団体から出てきております。そういったものを今与党の方がお受けをされていると。これは作業が進んでいる状態だと私は理解をされているのであります。

今その、まずは第一次の委員がつくっていただいたあのビジョン懇に基づいてプログラムが進もうとする中で、それに対してまた別の、次のビジョン懇をかぶせるというのは、これはまた混乱のもとにもなります。ですから、表面上、物理的な手続としてのものが進んでいないというその御懇念は非常にお受けをいたしますけれども、でも仕事は進んでいるというふうにはやはり御理解いただいた方がいいと思うんです、このプロセスを経なければ次に進めないわけですから。しかも、そこは慎重に国民的議論をやるというのは、それだけ大きな改革であって、国と地方の関係を根底から変えるものでありますから、これはしつかりと取り組んでまいりたいと思います。

○委員長(山東昭子君) 江口委員、時間が迫っております。

○江口克彦君 かぶせるんじゃないくて、続けてほしいということですから。あれは一旦、民主党政権で潰されてしまっていますから、それを継続してほしいということですよ。

質問を終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。ちよつと通告とは順番が違いかもしれませんが、質問をさせていただきます。

まず、この戦略特区法案では、特区会議の下に雇用相談センターなどを置いて、雇用のガイドラインを作成するなどとしております。

私は、この法律を潜脱するような、脱法を促すようなガイドラインであつては絶対ならないと、こう思っております。いかに労働関係法制が分か

りにくい面があるからといって、それを余計なガイドライン作って労働者に不利なように働くことをしてしまつてはならない。行政はあくまで労働者保護の立場に立つべきであつて、この分野に特区諮問会議の民間有識者の口を挟ませるべきではないと、私はこう考えております。

この点はもう意見だけで終わっておきたいと思いますが、そこで、今本院にかかつております特定秘密法案についてもこれにかかわる問題が実は生じてくるんです。労働者の地位にとつて重要な影響を与えると思われる適性評価の問題であります。適性評価の問題でも重要な問題であります。適性評価の対象となる労働者には、パートタイム労働者、契約社員、期間社員あるいは派遣労働者なども含まれるということではないでしょうか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。先生御指摘の従業者は、いずれも適性評価の対象となります。

○山下芳生君 そういうことなんですね。企業の直接雇用されている労働者だけではなくて、派遣労働者も特定秘密を扱うことが起こり得る場合は適性評価の対象になっております。

そこで質問しますが、派遣先でかかわっている業務が特定秘密を扱うこととなった場合に、その派遣労働者も適性評価の対象となるわけですが、その派遣労働者が適性評価を受けることを同意しなかったとき、また適性評価で適性だという評価がなされなかったとき、派遣契約は解除されることがあるのでしょうか。

○副大臣(岡田広君) お答えいたします。

派遣労働者を含め、契約業者の従業者が行政機関から特定秘密の提供を受けてこの取扱いの業務を行う場合には、特定秘密を提供する行政機関の長が実施する適性評価を受けなければならないというところは、議員御承知のとおりだろうと思ひます。

そして、適性評価を行った行政機関の長は、契約業者に対して適性評価の結果又は当該従業者が

適性評価の実施に同意しなかつた旨のみを通知し、また通知を受けた契約業者は派遣労働者の雇用主に対してこれらの事項を通知することとなっております。これら以外に契約業者や雇用主に通知される情報はありません。適性評価で調査された事項が派遣労働者の人事考課に影響することはありません。

加えて、特定秘密保護法では、第十六条第二項において、通知された適性評価の結果又は適性評価の実施に同意しなかつたことを特定秘密の保護以外の目的のために利用又は提供することを禁止しており、特定秘密の取扱いに関係しない人事考課に利用することはそもそもできないということになっております。

○山下芳生君 じゃ、厚労省に確認しなくても、適性評価に派遣労働者が同意しなかつた、あるいは適性評価を受けたけれども適性だという評価がなされなかつたことを理由にして派遣契約を解除することは違法だという理解でいいですか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えをいたします。

特定秘密を取り扱う業務への派遣の場合、特定秘密保護法の施行後に締結される派遣契約においては、派遣労働者が適性評価をクリアすることが業務遂行の前提になるものと考えております。そのため、派遣労働者が適性評価をクリアしなかつた場合の対応については、派遣契約においてあらかじめ定められることになるというふうな考えっております。

したがって、派遣契約が中途解除された場合に、それが派遣先都合の解除であるかどうかという点については、当該派遣契約で定められた内容に従つて判断されるものと考えております。

○山下芳生君 今おっしゃつた派遣契約というのは、例えば防衛省と派遣元企業のことなのか、それとも派遣労働者と派遣元の契約のことをいっているのか、どちらですか。

○政府参考人(宮野甚一君) 派遣契約につきまし

ては、これは派遣先と派遣元、それぞれの企業との間の契約でございます。

○山下芳生君 それでは、今答弁にあった派遣先の都合による解約なのか、それとも派遣労働者の能力の問題なのか、それはどこで判断するんですか。

○政府参考人(宮野基一君) いずれにいたしましても、その点については、派遣契約においてどういった形で契約がされているのかということによるものというふうに考えております。

○山下芳生君 現在、派遣労働者が派遣先で労働している場合、その派遣先企業に対し特定秘密が提供され得る場合もあるわけです、これから。その場合に、現在派遣先で働いている派遣労働者に対して適性評価が行われることになりまして。

その結果、不適格だということになった場合、先ほどの答弁では、その派遣労働者はその当該企業では労働することができなくなると趣旨の答弁がありました。そうすると、雇用を失うということになるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(宮野基一君) 今委員御指摘がございましたように、特定秘密保護法の施行前に締結された派遣契約の場合は、派遣労働者が適性評価をクリアしなかったことを理由とした中途解除、これがあり得るわけですけれども、それは法律の規定により当該業務を遂行できなくなったことによるものであって、派遣先の責に帰すべき理由による解除とは認められないというふうに考えております。

いずれにしても、その場合どうなるかということでございますが、派遣法においては、派遣契約の当事者は、派遣契約の解除に当たって派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項をあらかじめ定めるということとなっております。派遣契約が解除された場合には、この定めに従って適切に対応されるものというふうに考えております。

○山下芳生君 二点確認します。
なぜ派遣先の責任ではないんですか。

○政府参考人(宮野基一君) 繰り返しになります。が、法律の規定により業務を遂行できなかったというところでございますので、これは派遣先の責に帰すべき理由にならないというものでございまして。

○山下芳生君 じゃ、労働者の責任ですか。

○政府参考人(宮野基一君) 繰り返しになります。が、いずれにしても、これは派遣先の責に帰する事由ではないということだというふうに考えております。

○山下芳生君 質問に答えておりません。労働者の責任になるのかと聞いております。

○政府参考人(宮野基一君) これは、その事情によつてどういうふうな判断されるのかというのは、個別の事情によつて判断されることになるというふうに考えております。

○山下芳生君 派遣先企業は責任はないと今判断できるのに、なぜ労働者の責任ではないと言えないんですか。おかしいじゃないですか。これまでずっと働いていた労働者が、派遣先とその派遣先の契約先が行政庁あるいは防衛省になって、そこが特定秘密の提供を受ける、あるいはその業務を委託する、そういうことになっただけじゃないですか。何でそれが労働者の責任になる可能性があるんですか。ならないでしょう。

○政府参考人(宮野基一君) お答えをいたします。

これは、派遣労働者が適性評価をクリアしなかったという理由について、これは恐らく様々な理由が考えられると思います。それによりまして具体的にどう判断されるかということになろうというふうに考えております。

○山下芳生君 その派遣労働者が適性評価に合格しなかった、様々な理由と言いますが、労働者の責任だということになつてしまふわけですよ、客観的には。そして、その派遣先で雇用契約が、雇用契約というか、そこで仕事をすることはできなくなる。その労働者の雇用の安定はどうなるんですか。

○政府参考人(宮野基一君) これも恐縮ですが、繰り返しになりますが、派遣法におきましては、これは派遣契約の解除に当たって派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項をあらかじめ定めるということになっております。それによりまして適切に対応していただくということになろうと思ひます。

○山下芳生君 そんなことが実効性があるわけがないというのがこれまでの実際の結論じゃないですか。リーマン・ショックのときに派遣契約は打ち切られました。八割の労働者がそのまま解雇され、職も住まいも失つたんですよ。そんなもの紙に書いてあるからといって、派遣労働者が次の就職先、雇用、労働の場所が保障されるなどという担保は全くないですよ。

派遣先企業の責任は免れるけれども、派遣労働者の雇用の安定は全く保障されないということにならざるを得ないということが確認されました。もう一つ聞きます。

派遣先は、特定秘密にかかわる業務に就ける派遣労働者、つまり適性評価に合格をして特定秘密取扱者の資格を得た派遣労働者を具体的に要請することができるとか。派遣先が派遣労働者を特定する行為は派遣法違反となるのではないですか。

○政府参考人(宮野基一君) これは、派遣契約を結びまして、具体的にどの労働者を派遣するかという時点におきまして、派遣先におきましてこの適性検査を行うということになろうというふうに考えております。

○山下芳生君 今の答えは、確認しますけど、派遣先で適性評価を受けるんですか。

○政府参考人(宮野基一君) 派遣先で、派遣先といひますか、適性評価を行う、この法律によりまして、特定秘密保護法によりまして適性検査を行う主体によつて適性検査を行うこととてございします。

○山下芳生君 派遣法では、派遣先は派遣労働者の特定は禁止されているんです、事前面接も禁止されているんです。派遣される前に派遣労働者が

適性評価のために、これ、適性評価を行うのは関係省庁の長ですから、防衛省の場合は防衛相、これは防衛大臣ができるわけありませんから防衛省の職員が面談することになります。派遣法の事前面接違反になるんじゃないですか。

○政府参考人(宮野基一君) これは、特定秘密保護法におきましてこうした仕組みが定められておりますので、この適性検査につきましては労働者派遣法の違反になるものというふうには考えておりません。

○山下芳生君 重大な答弁ですよ。労働者の雇用の安定、それから労働者を物のように扱つてはならないという今の事前面接禁止をこの特定秘密保護法ができれば守らなくていいという、そういう答弁ですね、今のは。重大だ。もう一遍確認します。

○政府参考人(宮野基一君) 派遣労働者、この特定業務の遂行に必要なために、それぞれの労働者の個人を特定することはできませんけれども、能力がどうかということ等を要請すること自体は可能であるというふうに考えております。

○山下芳生君 要するに、実際は事前面接をやつたのに等しい、そういう効果が生まれるんですよ。そうじゃないと、その派遣先、つまり防衛省の特定秘密を扱う仕事はできないわけですから。そうすると、これまで働いていた派遣先の労働者がその事前面接を理由にしてやっぱ契約解除ということ、あり得ますね。

○政府参考人(宮野基一君) これは先ほども御答弁したとおりでございますけれども、特定秘密保護法の施行前に締結された労働契約の場合について、この法律の施行後、法律の規定によつて派遣契約が中途解除されるという可能性はあるというふうに考えております。

○山下芳生君 何遍聞いても可能性ありなんです、もう一つ聞きます。

適性調査をする場合、今の特定秘密保護法では、派遣労働者の同僚、上司への聞き取りということがやられることになります。この場合は、派

遣先の同僚なのか、派遣元の同僚なのか、どちらになるんですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

両方含まれると考えています。

○山下芳生君 かなり広く聞き取り調査が行われるということですが、その派遣先あるいは派遣元で聞き取り調査するのは誰ですか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

行政機関の長が指名した行政機関の職員が行います。

○山下芳生君 防衛省と契約している場合は防衛省の職員ということですか。

○政府参考人(鈴木良之君) さようでございます。

○山下芳生君 派遣法二十四条には、個人情報保護法に基づいて、思想、信条、出身地、社会的身分の個人情報収集してはならないと派遣法二十四条に明定しております。適性調査はこの点からも派遣法違反ということになるんじゃないですか。

○政府参考人(宮野基一君) この適性調査については、この今回の特定秘密の保護法案、保護法に基づいて行われるものであるというふうに認識をしております。

○山下芳生君 では、派遣法二十四条をじゅうりんする特定秘密保護法案だけれども、厚生労働行政の担当者としては容認するということですか。

○政府参考人(宮野基一君) 繰り返しの御答弁になりますけれども、この特定秘密の保護に関する法律に基づいて行われるものであるというふうに考えております。

○山下芳生君 これ、もう本当にこの面からも派遣労働者は保護されないんですよ。非常に重要な、重大な内容が含まれている。この委員会の所管ではないですけど、こういうものはもっともつとこういう面からも慎重に検討がなされなければならぬという感想を持ちました。

別の質問に移ります。
新藤大臣、伺います。

新藤大臣の戦略特区コンセプトの素案段階の資料を見ますと、諮問会議などに関係大臣が正式メンバーとして入っていたということにこれになっているんですけども、諮問会議にですね、関係大臣が、ところが、これが外されております。今度の法案では、諮問会議には関係大臣が入っております。何でこうなったんでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) コンセプトペーパーは案として作りました。その一体、今私見ておりませんが、関係大臣というのはどこまでを関係大臣と言いかということでございます。この国家戦略特区にかかわる大臣を関係大臣と呼んでいるわけでありまして、それは、諮問会議には大臣といふのは入っております。

○山下芳生君 済みません、もう一度。ちょっと聞き漏らしてしまいました、関係大臣は。

○国務大臣(新藤義孝君) 特区諮問会議には、総理として関係大臣と民間の有識者で構成するのでありまして、大臣は入っております。

○山下芳生君 諮問会議ですよ。

諮問会議には関係大臣が入っていないんですよ。○国務大臣(新藤義孝君) それは、戦略特区担当大臣も関係大臣ではないんですか。

○山下芳生君 戦略特区担当大臣はもう元々入っているんですよ。要するに、行政の規制を所管する大臣がそもそも新藤大臣のこの最初のコンセプトの素案段階には入っているんですよ、ここに、それが外されているんです。何でですかと。

○国務大臣(新藤義孝君) それは、外したのでなく、必要に応じて参加できるようにいたします。しかし、この特区諮問会議をこれは簡潔に、そしてスピーディーに進めていくために、そういう工夫をしたということでございます。

○山下芳生君 外れた理由はいろいろあるかもしれないんですが、一つの大きな要因に、私は、竹中平蔵さんが入るべきじゃないという趣旨のことを発言されているんですよ。否定されていますけれども、客観的にはそういう事実がここにあるわけですね。

外すどころか、特区諮問会議の下、関係大臣に対する措置要求ないし勧告などの制度を設けるんだと。要するに、意見を言うんじゃないやなくて、諮問会議で規制緩和せよと言ったらちゃんと従えと、そういう仕組みをつくるべきだというふうに竹中さんは言っているんですよ。それに負けちゃったんじゃないんですか。

○国務大臣(新藤義孝君) その方がいつどういう発言したか、私は承知をしておりますけれども、私も、私どもがこの問題を検討するときに、そういった意見は一度も検討の俎上にのせたことはございません。

そして、今回の関係大臣は必要に応じてというのは、先ほど申しましたように、スピーディーに、そしてシンプルに組織とすると。最終的には閣議決定を行います。そこで全大臣が参加をするわけでありまして。ですから、まずは、案を作るときには総理の強力なリーダーシップの下で関係者をできる限り絞り込んで決めていこう、しかし必要に応じての協議は行えます、また関係大臣も入っていた場合もあります、そして最終的には全大臣が参加をする閣議においてこれを決定すると、こういう仕組みにしたわけでございます。

○山下芳生君 ちゃんと四月十七日の竹中平蔵さんの、立地競争力の強化に向けて、アベノミクス戦略特区の推進というペーパーの中に今私が言った趣旨が入っているんですよ。新藤さんが知らなかったというのはいくらもありませんけれども、だから大臣は知らなかったんでしようけれども、こういうことがやられている。もういいです、これは時間ないですから。

前から積み残している質問をしなければならぬんですよ、そちらに移りたいと思いますが、もう一度厚生労働関係に戻りますけれども、この特区法の中にはわざわざ労働契約の規制緩和について触れた部分があります。有期労働契約の上限規制の問題ですが、厚生労働省に伺いますが、厚生労働省が所管する直接の法案以外にわざわざ労働契約の規制緩和について労政審で議論する、あるいは

次期通常国会などと書き込まれたケースはありますか。

○政府参考人(大西康之君) 委員御指摘のこの法案でございますけれども、十月十八日、委員御承知のとおり、日本経済再生本部の基本方針の中でございまして、厚労大臣は検討に当たり労働政策審議会の意見を聴くとか、あるいは二十六年通常国会に必要な法律案を提出するという、そういう作業をしたわけでございます。

確かにこの法案、全体が別に労働関係ばかりではございませんが、この労働政策審議会の意見という部分につきましては、委員御指摘のとおり、有期雇用の特例という労働関係の事項についてこういうことを審議するというようなことが書かれたものという具合に承知しておるところでございます。

○山下芳生君 いやいや、答えていないじゃないですか。こういうことをやった法案がほかにあるんですかと言っているんですよ。

○政府参考人(大西康之君) 労働関係が何も書いていない法案におきまして労働政策審議会の意見という形で何か書かれているという、そういうものについては承知しております。

○山下芳生君 これはたまたまその部分に入っているだけなんですよ。労働関係の法令じゃないんですよ。そこでこういうことまで義務付ける、方向付けするというのは初めてなんです。

私が何を言いたいかといいますと、雇用と労働という人間にとって生きていくもう基本的条件の問題について、こんな特区というやり方で、本来であれば三者構成主義ですよ、使用者側、そして労働者代表、そして政府代表が、三者が一致してとことん話し合っただけでルールを決めていく。そして、労働行政は労働者保護の原則に立つて物を言わなければならぬんですよ。そういう原則がすつ飛ばされる危険性がある。もう結論はここにあるんだから、その三者構成主義を具体化している労働政策審議会にももうあらかじめ結論を持つ

て議論せよというようなことをやっちゃった
ら、労働者保護のルールがこの特区法案を通じて
骨抜きになるんじゃないか、そういうことを危惧
するわけであります。こういうことをやってはな
らないと思います。

最後、時間が来ましたので、もう一問だけ聞い
て終わりにしたいと思いますが、新藤大臣にか
わる問題ですが、これ、ある新聞、日本経済新聞
ですが、特区の選定場所について、東京、大阪、
愛知というもう具体的な地名が報道されました。
あわせて、官房長官が沖縄を提案した、新藤大臣
は新潟を提案していると。沖縄の普天間の基地、
柏崎刈羽原発再稼働に向けて利益誘導ではないか
という報道でありましたけれども、これは事実で
しょうか。

○委員長(山東昭子君) 新藤大臣、時間が来てお
りますので簡潔に。

○国務大臣(新藤義孝君) 私がそのようなことを
申し上げた事実はありません。

○山下芳生君 経過を見たいと思いますが、もし
このとおりのことやったら大変なことになるとい
うことですので、こういうことがあつてはならな
いということで注視していきたいと思えます。

○浜田和幸君 おはようございます。

新藤大臣に三点質問をさせていただきたいと思
います。

今回の国家戦略特区というのは、これは日本が
世界で一番ビジネスのしやすい環境を整えるとい
う大きな構想の下で進められていると理解してお
りますので、これは日本再生の切り札として是非
成功するように応援したいと思っていますし、賛
成の立場で、確認の意味で幾つか質問をしたいと
思います。

この戦略特区が実際に成功するためには、やは
りサイバーセキュリティ対策というものが欠か
せないと思うんですね。様々な地方やその地方に
ベースを持っている企業、特に技術系の企業がそ
こで世界に提供できるような、あるいは地域の経

済に貢献できるような、そういう新しいビジネス
を展開するには、そこで得られた知見というもの
がきっちり守られるという仕組みがないと安心
してビジネスの展開ができないと思うんですね。
昨今のサイバーテロに関する様々な報道を見て
いますと、大手の企業のみならず、中小企業のウ
ェブサイトに対する攻撃ですとか、企業の持つて
いる情報というものがどんどん抜かれるというよ
うな事件が相次いでいるわけですね。これは日本
だけじゃなくて、海外でもそうです。

そういう意味で、この戦略特区のセキュリ
ティー面をどうやって確立するのか、そのための
方策としてどういうことを国として考えていこう
としているのか、その点をまずお聞かせいただ
きたいと思えます。

○国務大臣(新藤義孝君) 今回のこの国家戦略特
区、どの地区でどのテーマになるかはこれからに
しても、いずれにしても、ICTを始めサイバー
空間の充実整備、これは欠かせないことだと思
います。そして、そのサイバー、ICTを推進して
いく上で、両輪の一つがこのセキュリティであ
ります。

したがって、今委員がおっしゃるように、まず
信頼性を高める上でのサイバーセキュリティの
空間整備、これが必要だと思えますし、既に政府に
おきましては、内閣官房の情報セキュリティセン
ターが中心となりましてサイバーセキュリティ戦
略というものを今年の六月でございしますが定め
て、様々な取組が始まっております。

また、私は、このサイバーセキュリティは、
委員も御案内だと思えますが、一地域にとどまら
ず、また国にとどまるものでもありません。です
から、少なくとも世界中でやらなきゃならないん
ですが、私とすれば、まずASEANとこのネッ
トワークをつくらうではないかと。今年のあられは
九月でございしますが、私の方で主宰をいたしまし
て、ASEANの情報通信の関係大臣会合という
のを初めてやりました。

そこで、我が国が中心となりまして、サイバー

セキュリティをASEANと日本が共同で取り
組んでいくと、こういう仕組みも既に始まりまし
た。人材の育成も行いますし、我々が研究してい
るサイバーセキュリティに関する技術提供も
行つて、そういうネットワークを組んでいきたい
と。その中で、今委員が御心配いただいたものに
ついての懸念を払拭していきたいと、このように
考えます。

○浜田和幸君 是非、ASEANのみならず周辺
国、世界に開かれた特区を推進する上において
は、このサイバーセキュリティ対策というのは
欠かせないと思うんですね。

昨今の特に標的型メールというものの実態を見
ていますと、やっぱり狙った企業のシステムの弱
点を探る、その上で突破口を開くというような目
的で実に巧妙なワームが送り込まれたりしている
わけですね。ですから、サイバー攻撃の多様性と
いうことをやっぱり国としてきっちり対策を講
じることがなければ、株価の操作にもつな
がる、あるいはマネーロンダリングにも悪用され
るということが十分考えられる。

今大臣が内閣官房の情報セキュリティセンタ
ーのことを御説明いただきましたが、実は政府全体
としてのe-Japan重点計画が進められてい
ますよね。その中で、いろんな省庁がこのサイ
バーセキュリティについて個別にいろんな仕組
みを運用されていますよね。これはやっぱりど
こかで一体化しないと、企業がばらばらにやって
いるということも問題ですけれども、省庁も、内閣
官房から始まって総務省のテレコムアイザック官
民協議会ですとか、あるいは経産省のサイバー情
報共有イニシアティブ、警察もやはりサイバーイ
ンテリジェンス情報共有イニシアティブ、防衛省
は防衛省でサイバーディフェンス連携、統幕にも
来年からは新しいサイバー防衛隊が新設される。
もろもろ役所が、各々の権益を懸けてサイバー
セキュリティについて対策を講じている。こ
れ、一体化させる必要はないんですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 当然、連携をさせなけ

ればいけないと思えます。そして、それは遠藤C
IOの下でこういう統括がなされているわけであ
りますし、着々と様々な体制が整備されていく
と、このように思っています。

そして、しかしその上で、やはり各省それぞれ
が所管する業界団体やそれぞれの問題は、それは
千差万別であります。ですから、統合した方針の
下でまた連携、連絡を取りつつ、やはり個別の問
題への対処という意味になると、それぞれの役所
での作業というのは当然必要になってくると。

問題は、そこに一貫性があるか、共有性を持つ
かと、こういうところだと思いますから、それは
当然のごとく政府としても心掛けておりますし、
CIOにしっかりとそこはチェックしていただ
きたいと、このように考えております。

○浜田和幸君 やはり国家戦略特区という名前が
付いているわけですから、国家、国がサイバーセ
キュリティ空間をしっかりと守っていくんだと、
そういう安心感を与えないと、民間の企業、これ
もなかなか安心して進出が難しいと思うん
ですね。

是非、そういう意味では国家の司令塔としては
やはり総務省が中心となって、様々な省庁の専門
分野はあるでしょうけれども、この特区構想を進
めるに当たって、やっぱり多くの企業や多くの地
域に対して安心できるという制度をつくるんだと
いうことを是非アピール、具体的な道筋も付けて
紹介をしていただきたいと思います。

というのも、情報漏えい、これがもたらす経済
的な損失というのも大変大きいものがあるわけ
です。昨年、二〇一二年の情報漏えいに関する
データを見ても、平均して、一回の攻撃で流出し
た個人情報、これの平均件数が六十万件に達して
いるわけですね。この損害の賠償額も一件当たり
七千五百万円、それを調査し修復するための再構
築費用がやはり平均すると一億円以上も掛かって
いると。こういう状況が続けば、地域や企業に
とってのブランドの毀損あるいは風評被害、イ
メージの低下といった、せっかく新しいビジネス

を展開しようとするこの国家戦略特区が黄ばんで
ずたずたになってしまおうというおそれもやっぱり
十分認識しておく必要があると思うんですね。
是非、そういう意味ではセキユリティー対策を
しっかりと打ち立てていただきたいと思ひます。
いかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君) おっしゃるとおりだと思ひます。

私も過日、そのチェックをしている機関を視察
してまいりましたが、今現在で恐ろしいほどの攻
撃を受けています。特定のものを狙ったハッキン
グもあれば、一方でウイルス攻撃というのは、知
らない間に自分が被害者であつて同時に攻撃者に
なつていふ。

ですから、今もすごい勢いで日本に攻撃がなさ
れておりますが、攻撃されたものがそのままた
次の新たな攻撃者となつて、よその国、ほかの
場所に出しているわけですね。したがつて、地
域、国を超えて大きな取組が必要であると思ひま
す。特に、戦略特区内に進出するそういった企業
に対して信頼性を増やすということは重要だと思
ひますし、またその試みは取り組んでまいりたい
と、このように思ひます。

○浜田和幸君 是非万全の対策を講じていただ
きたいと思ひます。

その戦略特区の中に、例えば医療特区等も検討
される。そうすると、海外からいゝわゆる重要人
物、政府の関係者、日本の先端医療に期待して検
査だとか手術ですとか、そういう形で来られる方
もこれから増えると思ひますね。しかし、そう
いう人たちの個人情報、これは守つていかないと、
そういう方々もやっぱり日本では安心して治
療が受けられないということにもつながりかねない
と思ひます。

また、バーチャル特区ということが法案の中で
いろいろ議論されていると思ひますけれども、
も、やっぱり特区そのもののバーチャル性を考
え、このセキユリティーは欠かせない。

また、江口委員から御指摘のあつた東京オリ
ン

ピック、この法案の中にもオリンピックを追い風
にということが至るところに出てきますけれど
も、オリンピックそのものも今、来年二月のソチ
のロシアの冬季オリンピックを見て、周辺国、
特にイスラム圏からのテロの言つてみれば脅し、
大変敷しいものがありますので、東京オリンピ
ックそのものが安全に成功するためにも、このサイ
バーセキユリティー対策、是非力を入れてやつて
いただきたいと思ひます。

二つ目の質問は、やっぱりこれ地方との、自治
体との連携についてお伺ひしたいんですけれど
も、既に二百件近くの提案を受け取られて、ワー
キンググループで六十二件ヒアリングを進めてお
られると承知しておりますけれども、その中で、
やはりみんな地域がござつて自分のところに特区
を招きたい、しかし、残念ながらやっぱり選ば
れたい選ばれなかつたり。

そこで、前回も質問しましたけれども、選ば
れなかつたけれどもやっぱりこれは地域のために必
要だというような提案をどう吸い上げていくの
か、その辺りのお考えをお聞かせいただきたい
と思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) 私どもの想定を超えた
御提案をいただいて、本当に喜んでいふところで
あります。前々から報道をされていろいろな発信
はしておりますが、それにしても一か月間の申
込期間でありましたから、果たしてどのぐらいの
御提案いただけたかというのはいささか心配も
あつたんですが、ございますけれども、たくさんの方
に御提案いただきました。

ですので、今委員が言つていただきましたよう
に、この中から参考にしながら、国と地方、民間
が合合わせた戦略特区、それは数か所選ぶことにな
ります。そうすると、残りの百数十か所、二百で
いけば二百マイナス数か所でございますが、そこ
のところをどう生かしていくかというのはとても
大事だと思ひます。

ですから、少なくとも法案において、すぐに構
造改革特区としての対応が可能なものは、これは

構造改革特区の方に手続がスムーズにいくよう
に、そういったものも修正をしていただきました
。それから、総合特区の方で逆に使えるという
ものもあるかもしれません。

さらには、私どもとすれば、これは少し時間い
ただかなきやありませんが、こういう御提案の中
で良いもの、一つの事業として、これは研究デー
マであるとか、そういったものも他省庁にあつて
んをするとか、いろいろと、せっかくこのいい
御提案を私とすればできるだけ活用してまいりた
いと、このように思つておるわけでございます。

○浜田和幸君 是非、地方からのイニシアチブに
のつとめた提案、いいものを是非採用していただ
いて、たとえ漏れたとしても、いゝわゆる可能性を
大事にしたいと、そういう取組をお願い
したいと思ひます。

三つ目は、やっぱりこの戦略特区、国がバック
アップするわけですから、世界に開かれた特区と
いうイメージ、これはとても大事だと思ひます
。やはり海外の企業に対しても呼びかける、そ
ういうことも考えておられると思ひますけれど
も、やはりこれは国際競争の時代ですから、日
本だけが自分のところで戦略特区と言つても、周
辺の海外でもつとすばらしい条件下で戦略特区が
進められていけば、結果的に日本が魅力的なア
ピール、成功できない。

ライバルの存在ということがあると思ひます
。特に、例えば中国なんかの最近の動きかけを
見ていますと、私も上海あるいは青島なんかの経
済特区を見ますと大変な脅威で、例えば青島
の映画特区、これはもうハリウッドの三倍の大規
模な投資をして世界中から映画産業を呼び込もう
としていふ思ひですね。

そういう規模あるいはビジョンといった意味
で、海外のライバルの特区、どういふ基本方針で
戦うか、あるいは場合によつては協力するといふ
可能性だってあると思ひますけれども、その辺り
のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(新藤義孝君) そこが一番の肝心なと

ころだと思ひます。これはイメージとして、これ
から設定される戦略特区は、その分野においては
世界の三大プロジェクトだと、若しくは五本の指
に入ると、こういうようなものになりたいといふ
うに私どもは願つていふわけであります。それを
どのように、本当にそういう事業になつていくか
は、これは諮問会議で煮詰めていかななくてはい
けないことではあります。

もとより、これは、私たちはまず日本の経済を
刺激すると。しかし、日本の経済は既に世界の一
員としての、世界とつながつた中で日本経済があ
るわけでありまして、この特区を指定した以降、
海外の企業からの進出、また海外の人材を受け
入れ、こういったものも想定したこれはプロ
ジェクトになると、当然そうなるというふう
に思ひます。

ですから、それに対するいろいろな居住環境、
医療、教育関係も含めた対応をしていこうといふ
ふうになつていふわけでありますし、きちんとし
た周知、PR活動、こういったものも今まではな
い違う考えを少し入れなければいけないのではな
いかなと、海外への広報というものも更に強めた形
でやつていきたいと、このように思つておりま
す。

○浜田和幸君 是非世界に誇れるような、世界に
開かれた戦略特区にしたいと、思ひます。

そこで、海外からの人の呼び込みという話があ
りましたけれども、日本の少子高齢化、労働力不
足という状況を考えますと、やはり海外からの専
門的な知識や技能を持った人々たちをもつと積極
的に受け入れる、そういう働きかけも必要だと思
ひますが、この戦略特区の中において、やっぱり
特に海外からの労働者に対して何らかの優遇的な
措置ですね、ビザの緩和、そういうことについて
は何かお考えがありますか。

○国務大臣(新藤義孝君) これはまさに事業の内
容にかかわることでありまして、現時点で何
かが決まつていふことではあります。また、いろ

んな御議論の中で今委員がおっしゃったような取組をするとなれば、それは関係省庁との話し合いというものが入ってくるわけであります。

したがって、まずは、私とすればこの法案を成立させていたいて、諮問会議を立ち上げて、そして様々な御意見があるものを集約して、国の国家戦略とすべき分野は何だ、それをやるためにはどんな事業が必要で、どの場所で展開していくのか、これを早くに決めていきたい。その中で、今のようないろいろな工夫は、テーマが上がってくれば、必要に応じて関係大臣や関係省庁との調整をしながら、これは大胆に、前向きに進めていきたいと、このように考えているわけでございます。

○浜田和幸君 そういう意味で、開かれた特区、開かれた日本という戦略を進めるに当たって、今話題になっていますが、やっぱりTPP、年内に道筋を付けるということで、甘利大臣もちよとお具合が悪くなられた、大変心労が重なったたのではないかと思うんですが、この戦略特区とTPPとの絡み、これについてはどういうような基本的なお考えでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) いろいろな部分で関連するところは出てくると思います。ただ、基本的に特区というのは産業の活性化、経済の刺激策であって、国の特別な区域において実験的なことをやってみる、また大きな取組を集中してやってみると、こういうプロジェクトであります。一方でTPPは、これは貿易交渉でありますし、経済連携協定の大きな枠組みの中の一環であります。そして、それは、我が国の経済連携政策はTPP一つにとどまらず、RCEPもあればFTAAもございいます。日・EUもあれば、いろいろな重層的、複合的な経済連携の枠組みをつくっていく中でのごことでもあります。

いずれにしても、しかし、それは私たちが世界に出ていく、また世界を我が国に取り込む、こういう意味においてはそれぞれの役割があるんじゃないかというふうに思っております。

【参議院】

○浜田和幸君 是非、やっぱり日本が自信を取り戻す、世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくるという大前提の下でこの議論が進んでいるわけですから、是非日本企業、日本企業といってもどんだんグローバル化が進んでいますよね。どこの国の企業なのか、働く人たちが日本企業はどんだん外国の人を採用しているわけでありまして、本社だつて日本じゃなくてどんだん海外に移転するようなケースもある。もうどんだん世界全体が一つのコミュニティになる、そういう中で、この戦略特区というものを、日本が日本のアイデアで世界のモデルとなるような、そういう基盤づくりは何とかなつていただきたいと思うんですね。

ただし、先ほどTPP、連携する部分もある、重なる部分もあるけれどもこれはまた別々とおっしゃいましたが、やはり多くの日本の企業にとつても、特に第一次産業にとつて、このTPPというのは大変大きな言つてみれば懸念材料にもなっているわけですよ。国際競争力といつても、このスタンダードが、本場に日本のものが守られるのかどうか。食の安全や、あるいは命という面でも、TPPで広い分野をカバーしているわけですよ。

だから、そういうところに対する不安感をやっぱり払拭していかないと、本場に戦略特区に重点的な人やアイデアや情報を提供できるのかどうか。サイバーセキュリティのルールそのものも、これから通信環境、これを整えるとおっしゃいましたけれども、その中で、どこの国のスタンダードを使うのか。アメリカのものをを使うのか、日本独自の暗号のシステムをこれから世界に広めていくのかどうか。また、様々、価値観ですね。食の安全、遺伝子組換え作物をどこまで認めるのか、その表示をどうするのか。様々な問題があるわけですから、みんなこの戦略特区ともいろんなところで重層的に絡まってくるテーマばかりだと思つて、是非、このTPPの議論とこの戦略特区の議論も、ひとつ統一的な視点で、どうい

う日本の魅力の世界に発信するのとかという観点ではやはり政府が大きな大方針を示して、国がこの日本の持っている力を守っていくということをは非ももっともと内外にアピールしていただきたいと思ひます。

そういう点で、最後、是非大臣の、まとめ役、総合司令塔としての責任ある立場から、この国家戦略特区に懸ける思いを是非最後お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) ただいま委員が御指摘された点は、まさに国家的課題であり、その国の運営を担わせていただいております我々政権の大きな課題だと。そのトップに安倍総理がいらつしゃつて、総理は今委員がおっしゃつたようなことを日夜考えながら、どのように各省、各分野でそれを達成していくかということだと思つております。

私たちはイノベーションを実現させなくてはならないというふうに思つているわけです。それは、イノベーションは決まつている枠の中からは生まれないと、これが大原則だと思ひます。目の前のことをきちんとまず課題解決をして成果を上げつつ、その先の、次の展開を考えたい、そういうものも組んでいかなくてはいいないだろうと。

そして、TPPのことが出ますけれども、TPPだけではありません。私たちは、この日本国政府というのは、国民の福祉そして安全、そういうものを追求しつつ、国益にかなつた活動をしていくわけでありまして。守るべきは守り、そして変えるべきものは変えながら、私たちはこの国をきちんと発展させていくための手を短期的に、中期的に、長期的な視点からやつていくというふうに思ひます。

大変失禮に富んだ御指摘をいただいておりますが、各分野は我々が想像以上のスピードで変わつていくと思ひますから、それに我々は後れを取らないようにしていきたいと、このように思ひます。

○浜田和幸君 是非、国が日本の企業あるいは地

域社会の盾となつて、日本の国益をしつかり守りながら世界に貢献していく、そういう国家戦略特区、期待しています。応援しますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長(山東昭子君) 速記をちよつと止めてください。

(速記中止)

○委員長(山東昭子君) 速記を起こしてください。

○山本太郎君 どうも、政党要件は満たしておりますが、新党今はひとり、山本太郎と申しします。よろしくお願ひします。

安倍政権の経済政策の目玉の一つとして強力に押し進められておりますこの国家戦略特区の話なんですけれども、これによつてこの国が豊かになるんじゃないかという期待を物すごく背負つていると思うんですけれども、その一方で、この国家戦略特区の法案イメージというのがあるんですよ。もう皆さん重々御存じだと思います。こちらのボードと同じものです。(資料提示)十六の法案イメージが書かれたもの。この中の一番上、容積率・用途等土地利用規制の見直し、これが、豊かになるところか、今弱い立場にある人たちが更に厳しい状況に追い込まれかねないものがある、そのように思つてゐるんです。

どうしてこの容積率、土地規制の見直しというものがあるのかという懸念があるのかということなんですけれども、皆さんは重々御存じだと思うんですけれども、これはネット配信もされておりますので、ネットの方が御存じなかつたらいいないので説明させていただきます。

容積率って何だよということなんですけれども、容積率というのは建築基準法第五十二条に記される敷地面積に対する建築延べ面積の割合のこと。これぐらい土地があります、その中にはこれぐらいしか建物建てちゃいけませんよというルールですよ。この容積率のルール、これ取つておろさないかというふうにこの国家戦略特区法案

で提案されていますよね。

内閣官房によりますと、既に今地価が高いところの容積率を緩和することによって居住面積を広げようじゃないかという趣旨があるということでした。でも、この特区がどのくらいの地域、どのくらいの範囲にわたって指定されるのかということはまだはっきりと分かっていませんよね。もし特区が勢いに乗った場合、特別に地価が高い地域以外にも広がる可能性というのはあると思うんですよ。広い地域、範囲にわたって規制緩和が進んでいったときに、この日本中に影響を及ぼす可能性というのがあると思うんですよ。

容積率を撤廃して、低層の木造住宅、アパートとかたくさんありますけど、そういうものを建て替えるようなことが、土地の有効利用しようじゃないか、何かそういうことが推し進められていくと、安い家賃で入居が可能なアパート、低層のアパートだったりとか宿舍というものがなくなってしまうんじゃないかな、今安い物件がある場所を更地にして高層マンションたくさん建てようじゃないかということにつながっていくんじゃないかなというように心配をしているんです。

大都市圏では地価が上昇し、バブル期のように民間賃貸アパートの家賃、跳ね上がるのが懸念されますよね。既に東京などでは民間アパートの家賃や初期費用が高いです。敷金、礼金、それだけじゃなくて、保証人というものも用意しなきゃいけないですね。住む場所を確保することについて対して幾つものハードルがある。一般のアパートに入居できないという人たちがたくさんいることはもう皆さん御存じだと思います。

そこで質問したいんですけども、国家戦略特区により、都市再開発の名の下、大都市圏で低所得者が最低限の居住すら確保できない状況が更に悪化することが予想されると思うんですけども、その点、政府としてはどう考えていらっしゃるんですか。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、容積率を取っ払うわけではありません。それは、容積率のルール

を変更していくことであります。それから、その容積率に関する規制緩和は、全て一律でこの地区でも適用されるわけではありません。

それは、必要に応じてその地区ごとの計画を定めて、そのときに使われるメニューの一つとして出ていると、こういうふうに御理解をいただきたいと思っています。

それから、今委員が御心配されたことは、私もむしろ逆の議論をワーキングの中ではしておりました。それは、これから都心居住、例えば一つのコンセプトとして、ビジネスセンターを、国際ビジネス拠点をつくろうと、そういうときに、既存の都市を更に拡充していくと、こういう中で、日本の用途地域というのは、これは用途が純化、用途純化というのが前提になっていますので、工業、商業、住宅、それぞれがすみ分けるようになっていくわけでありまして。けれども、国際ビジネスセンターをつくるときに、やはり都心居住って考えられないのかと。ニューヨークにおいてもロンドンにおいても大都市であります。まだ給料の上がない所得の低い皆さんも住めるような場所って確保されているんです。ですから、そういったものも提供できるような仕組みがつくれないものだろうかというのはワーキングの中の議論としてございました。

それを実際にやるかどうかはこれから諮問会議で決めていきますが、再開発を進めて経済性、効率性のみを追求するのではなくて、利便性を高めることと、それからグローバルな基準を作ってそこで住めるようにしようというようなことを考えて都市計画の変更をできるように考えているわけなんです。御心配は、御懸念についてはそのようないことが起きないようにしなくちゃならないと思いますが、そもその発想としては、今もお話しされたところとは違う観点から私たちは議論してきたということは申し上げたいと思います。

○山本太郎君 御丁寧にありがとうございます。

新藤大臣のお話を聞いてただで本当わくわくしてくるというのか、本当に夢が広がるという部分もあるんですけども、やはり一部の地域が地価が上がっていくということになっていくと、その周辺も徐々に地価が上がっていくという現象というのはいずれあると思うんですね。それによって住居費であつたりアパート代であつたりそういうものがどんどん高くなっていくと、本当にぎりぎりの生活をしている人たちにとって住む場所を確保するのが余計困難になっていくという心配というのはどうしても外せない部分だと思うんです。

それで、とにかく今の日本の現状というものをしっかりと皆さんに見詰めていただきたいと。もう十分に見詰めていらつしやると思います。年々貧困層が増え続けていることも皆さん御存じだと思ひます。これから更に増え続けていくという可能性があるとすることも皆さん重々御存じだと思ひます。この住宅の不安定さ、これが貧困を増やす重大な原因になっているということも御存じだと思ひます。そしてまた、居住が不安定なままでは貧困から抜け出せないというのはもう常識だということも御存じだと思ひます。

ところが、日本では貧困対策といえば、雇用と福祉の施策が中心を占める状況。所得さえあれば、所得さえあればそれで必要なもの買えるじゃないか、住まいも確保できるだろう、そのような暗黙の仮説があるように思われているんですけども、それは間違いだと思ひます。たとえ仕事が見付かったとしても、不安定で低賃金の仕事では適切な住まいは得られない。一方、生活保護を受給すれば住宅扶助が支給される。しかし、生活保護受給を必要としなきゃいけないほど困窮しないという住居費の援助を得られないというのはおかしくないですか。そのシステムが住宅対策というものの不十分さというのを表しているんじゃないかなと思ひます。

住宅を雇用、福祉の附属物としてしか扱わないという伝統から抜け出して、住宅保障の独自の施

策を構築する必要があるんじゃないかなと思ひます。住まいの安定というのは、それ自体が重要であるというのと同時に、雇用、福祉の基盤をつくる。まさにこの国をより豊かにするためには、最低限の条件というものをやっぱり国がバックアップしていかなきゃいけないんじゃないかなと思ひます。住む場所さえ安定していれば生活の崩壊は避けられる。住まいを確保できれば仕事を探して生活を立て直せるという仕組みをつくる点に住宅保障の意義があると思ひます。戦後日本の住宅政策は中間層の持家制度という支援に集中したと言ひます。公的賃貸住宅は六%です。少ないですね。生活保護の住宅扶助を除けば、公的家賃補助はほぼ皆無。この政策編成、経済先進諸国の中で特異だそうですね。ヨーロッパでは社会賃貸住宅、こういうものが二割程度あると。家賃補助受給世帯も二割前後という国が多いらしいです。低所得者向けの住宅対策、こういうものが貧弱と言われているアメリカでさえも家賃補助制度を持っています。

とにかく、日本では終戦からバブル破綻のころまで経済は成長し続けて中間層が拡大していった。だから、政府は大抵の世帯は家を買えるんじゃないか、そのように想定して持家促進に傾く政策を続けた。そして、低所得者に対する政策は弱いままだと。

しかし、バブルが破綻して以来、経済の不安定さが増して中間層は縮小し始めましたよね。これから住まいに困窮して、そして貧困に陥る可能性というのがより大きくなっていく。皆さん御存じのとおり、九〇年代の前半からバブル経済の崩壊がきっかけとなって、全国の大都市で仕事と住まいを失った人々、野宿へと追い込まれるようになりましたよね。その多くは中高年の日雇労働者であつた。各地の路上や公園、河川敷など野宿生活を送るような人々、二〇〇年前後にピークを迎えた。

その後、大都市を中心に自立支援センターなどの対策が整備されましたよね。生活保護の適用が

進んだこともありましたが。野宿者の数は徐々に減少していきましかつたけれども、二〇〇四年から五年の間、そのころから、中高年だけではなく若者まで、若年の非正規労働者の不安定居住の問題が表面化してきた。この問題はもう皆さん御存じでしょう。ネットカフェ難民という言葉、流行語にまでなりましたものね。実際には、ネットカフェだけではなく、個室ビデオ店、二十四時間のファストフード、カプセルホテル、サウナ、友人宅。これ、家と呼べますか、住まいと呼べますか。安定した住まいを失った人々が寝泊まりする場所が多様化していった、どんどん拡散していった。

こうした不安定居住が広がった背景には労働分野での規制緩和が進んでいったことがある。派遣などの非正規労働者が増加したことに加えて、民間の賃貸アパート市場で、家賃を滞納した入居者、一方的に部屋のドアをロックされたりとかして強引に退去させろという入居者の居住権を侵害する業者が増えたことも影響したと言われているようにね。

二〇〇八年の年末には世界同時不況の影響で大量の派遣労働者が失職する派遣切り問題、これ発生しました。その際、最も生活に困窮したのは、派遣会社の用意した寮に暮らしていたために、仕事と同時に住まいを失った人々であった。従前から労働者向けの低家賃住宅が整備されていれば、こうした問題も生じなかったと言えるわけですね。この派遣切り問題も労働政策の問題であると同時に、日本の住宅政策の貧弱さが生み出した問題と言えるわけです。そういった要因によって生み出された家を持たない人たちが、今この瞬間にも若者を中心として爆発的に増えています。済みません、話が長くなつて。

脱法ハウス、このような言葉、新藤大臣、お聞きになったことありますか。
○国務大臣(新藤義孝君) いろいろな雑誌や報道などでそういった言葉が使われております。定義は定かではないと伺っておりますけれども、そう

いったお話は聞いたことはございます。
○山本太郎君 ありがとうございます。

そうですね。テレビ、新聞などでもかなり大きく取り上げられましたこの脱法ハウス。こちらのフリップ、御覧いただきたいんですけどね。

これは、国土交通省のウェブサイトを覗いていただければ出てくるものです。この左側の図、これが一人の方が住んでいる部屋ですね。物すごく狭い部屋なんです。まるで刑務所の独房ですかというような部屋です。この右側の図はその全体的な絵なんですね。広い部屋に狭い部屋をたくさん集める、間仕切りを作ったたくさんの人を住ませている、これが脱法ハウスと言われるものだという事です。こちらの方もどうぞ。済みません、こんな状況です。ありがとうございます。

もうまさに非人間的というような環境そのものだと思ふんですけれども、生活できない若者が爆発的に増えている、この脱法ハウス、建築法にも消防法にも違反しているそうです。

今年五月、レンタルオフィスや貸し倉庫などの名目で人を集めて居住させる脱法ハウス問題、社会問題となりました。国土交通省は、こうした居室を建築基準法に基づく安全基準などに違反する違法貸しルームと呼んでいます。その規制に乗り出しています。しかし、脱法ハウスに暮らす人々のほとんどは、ネットカフェや二十四時間営業のファストフードなどに寝泊まりする人々と同様、アパートの初期費用、敷金、礼金です。そして保証人を用意できない状況にあることが分かっているんです。

そこで質問したいんですけれども、現在、脱法ハウスが規制されて、閉鎖が相次いでいます。追い出された人たちが、どうなっているんですかね。追い出された人たちに手を差し伸べるような支援策、あるんでしょうか。

○政府参考人(岡田太造君) 御指摘の建築基準法に違反している建築物を賃貸しているケース、違法貸しルームと言われていると思いますが、そこから退去を余儀なくされた方々が生活に困窮して

いる場合、そのニーズに応じ、必要な支援を行うことは重要な課題だというふうに認識しております。

厚生労働省におきましては、まず、生活困窮者に対して様々な支援を実施していますが、生活保護を受給されている方につきましては、先ほど御指摘ありました生活扶助という形で、生活保護の制度の中で適正な住居に移っていただくというような支援を行っているところでございます。

また、例えば各都道府県の社会福祉協議会が実施いたします失業期間中の生活費や敷金、礼金などの費用の貸付けに併せて、世帯の自立に向けた相談支援を行います生活福祉資金貸付事業というのがございます。そういうのを利用していただくことも可能だと思いますし、それから、就職活動を行う離職者などを対象といたしまして、就労支援と家賃相当額の、有期でございますが、給付を行う事業を併せて行います住宅支援給付事業というのを行っております。違法貸しルームから退去される方々についてもこういった制度が利用可能ではないかというふうに考えているところでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

今丁寧な御説明がありました。そのような、生活困窮している人々に対して手を差し伸べるようないろいろな方法があるんだと、例えば生活保護だったという話だったんですけれども、実際に今、日本の生活保護というのは、捕捉率、二割から三割ですね。御存じないネットを御覧の皆さんに説明すると、捕捉率というのは、要は生活保護を受ける権利はあるけれども受けられていない状況を表すらしいです。二割から三割の人しか受けられていないこの捕捉率。ヨーロッパでは、フランスで九割、そしてスウェーデンで八割、ドイツで六割と言われている。捕捉率というぐらいいんですから、本当は、受けるべき人は一〇〇%受けていないじゃない状況ですね。そのような人たちが二割から三割しか受けられていないとい

うのが生活保護の実態であると。

そして、この脱法ハウスという部分に住む人というのは稼働年齢層と呼ばれる人が多い。稼働年齢層、六十四歳以下。あなた若いんだからまだ仕事できるでしょうということで、役所で断られるパターンが多いということですね。水際作戦をされてしまう。そして、生活保護の改悪という部分において、その水際作戦というのが合法化されてしまっているという現状がありますよね。これから先、例えば自分の身内に対して面倒を見ると、扶養義務の強化みたいなものも進められていくと。だとしたら、生活保護を受けられない人たちというのはもうこれから大量に増えていくわけですね。

ほかにも出てきました、社会福祉協議会でお金を借りることもできるんだ。でも、これには審査があるんですよ。それを受けられる人も、この審査に受かる人も、そう多くないということだと思ふんですよ。とにかく、働きの人が脱法ハウスに住んでぎりぎりの生活をしている人たちに与ってはすくなく難しい問題である。

住宅支援給付というのは、様々な問題点と使い勝手が悪さというものが指摘されています。まず離職者でないと受けられない、働きの人は受けられれないよということなんですよ。働いていると受けられない。具体的に言うと、月に八万四千円以上の収入がある人は住宅支援給付の対象外です。月に八万四千円の給料でどうやって家借りて生活していくんだということだと思ふんですけれども、こういう本当に低賃金でやっている人たちにに対して住宅政策というものがもつと濃くなつていかなければ、これ本当に、もう自己責任だぞ、面倒見ないよということをはっきりと宣言しているのと同じだと思ふんです。貧乏人は死ねてくたかという話だと思ふんです。

確かに、そのように手を差し伸べるようなこともあるかもしれないけれども、そのような政策は考えられているかもしれないけれども、圧倒的にそこから漏れる人が多過ぎるということです。

よね。

とにかく、離職者でないと受けられない住宅支援給付、働きながら脱法ハウスに住んでぎりぎりの生活しているような人たちは対象にならないというのが一番の問題点なんですよ。ということは、脱法ハウス、このような状況、なくなるわけないですよ。

また、この制度、アパートの初期費用を捻出する仕組みがない。初期費用、敷金、礼金。これによつて引越し諦める人って、昔そういう経験ないですか、ああ、引越しできないな、敷金、礼金高くてみたいな。そこをまずセッティングしないと、引越しというか、住まいを確保できないという状況自体がちよつとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。そこをアシストするようなものがあればいいのになと思うんですけども、先ほど言われました社会福祉協議会の貸付け、これ審査が厳しいだけじゃなくて、借金背負わされるよということなんですよ。借金を抱えての新生活、どんなスタートなんですかね。

また、この住宅支援……（発言する者あり）何ですか。これつながっている話だということは最初にお話ししました。

この住宅という部分を、この住宅支援という部分をしっかりと国がバックアップしなければ、この国が豊かになる、美しい国になる、強い国になるということとは不可能だと思ふんですよ。理想だけを掲げていてもしょうがないんですよ。一番懸念される部分についてお話ししたいと思ひます。それが、僕の中で気になったのがこの住宅という部分です。容積率を入口にさせていた

とに、住宅支援給付金というのは二〇一二年までに住宅手当という名称で始まったんですけども、二〇一三年から住宅支援給付となった。名称変更に伴って家賃補助を受けられる期間というのは六か月から三か月に短縮された。ますます悪くなってきているんですよ。支援としては後退したと言わざるを得ないだろうと。これ

らの住宅手当の利用実績、二〇〇九年十月から二〇一三年一月までの間で十三万二千七百五十四件、第二のセーフティネットと呼ぶにはまだまだ規模が小さ過ぎるだろうと、もつとこの幅を広げていってほしいなと思ふんですよ。

このように、脱法ハウスに住む人が使える制度が少ない中、現状では規制のみが先行し、入居者が適切な住居に移行できるための支援策が実施されていない状況、脱法ハウスやネットカフェなどに移らなさいいけないという人たちがたくさん出てくるというのは仕方ないと思ひます。

質問させていただきます。

そもそも政府は、最低限の居住すら確保できない人々の数というのを把握されているんですかね。（発言する者あり）答えられる方です。

○委員長（山東昭子君） 山本委員、この内閣委員会は大幅の広い委員会ではございますけれども、本日の一応委員会は国家戦略特別区域、この法案でございまして、これに関する質問を是非していただきたいと思ひますが。（発言する者あり）

○山本太郎君 ありがとうございます。御指摘ありがとうございます。

これは国家戦略特区と全く関係がないことだというふうには僕は思わないんですね。というのは、先ほど見ていただきました十六の法案イメージというものの一番上、容積率・用途等土地利用の規制の見直し、これ十六の法案イメージの中から僕は抜粋したんですけれど、これが一番気になるということで質問を考えたいんですけども、要は規制緩和がどんどん進んでいった先には、特区だけじゃなくて違うところにも広がっていく可能性であるよね。特区だけだとしたとしても、その特区の中の土地の値段というものが上がっていったときに、その土地の値段の上昇というのはその近くの、その周辺というものにも影響していくよね。ということは、今住宅という部分において、本当に家と呼べない、住まいと呼べないという場所に暮らしを強いられている人たちに

でもつとしわ寄せが行く可能性があるということを御指摘させていただいているんですよ。

この国家戦略特区という部分に関して全くつながりがないということは言えないと思ひます。というか、そのものだと思います。だって、この法案自体が、具体的なことも何も決まってい

ないんですか。だとしたら、具体的なことが決まってい

ないものであれば、懸念されることをここで話し合うということが僕は必要だったのかなと思つて、このようになりました。

済みません、ロスタイムですね。その先に行かせていただきます。

質問させていただきます。

政府は、最低限の居住すら確保できていない人々の数というものを把握していますか。

○政府参考人（岡田太造君） 福祉の施策の対象になつておられる方で、特に住宅でお困りになられたというふうなところという形でちよつと申し上げたいと思ひますが、一つは、生活保護を受けられている方、それから、先ほど言いましたように住宅支援給付を受けているような方、それから先ほど、貸付けを受けているような方もいらっしゃると思いますし、それからホームレスのような方を一時的に支援するようなシェルターというふうな仕組みで対応しているようなケースもござい

ます。それらについてのトータルとしての絶対数として何人、例えば生活保護を受けられている方が約二百万人とかいうような個別の制度を持つておりますが、トータルとしてそういうような概数を把握しているということではございません。

ただ、そういうことでお困りになられた方は、例えば各自自治体の福祉事務所などその相談の窓口に来ていただいで、そこで相談をしていただいで必要な支援につなげていくというのが現在の仕組みで行っているところでございます。

○委員長（山東昭子君） 山本太郎さん、もう時間でございますので簡潔に。

○山本太郎君 ありがとうございます。

概数調査というものは行われていないということですよ。その実態というものを把握できなければ、それに対処するということは難しいと思ふんですよ。

とにかく今、住まいという部分に関して、誰もが最低限、人間らしい暮らしをできるというものを確保できなきゃ、幾ら国が豊かになろうとて言われたって意味が分からない。そのしわ寄せが行く人たちがたくさん生まれるのであれば、豊かにさなれない。一部の企業であつたりとかそういう人たちがおいしい思いをするためにこのような国家戦略特区があるんじゃないかというふう

に思われるのは、本当、誤解を招きかねないところですよ。

だから、是非この国家戦略特区という部分に關しても、弱者という部分に与える影響というものを是非大臣の方にも深く、広く皆さんと話し合つていただきたいと思ひました。

ありがとうございます。

○委員長（山東昭子君） 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませ

しょうか。

〔異議なし〕〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○委員長（山東昭子君） 御異議があるようでございますから、これより採決を行います。

国家戦略特別区域法案に対する質疑を終局することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（山東昭子君） 多数と認めます。よつて、本案に対する質疑は終局することに決定いたしました。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、国家戦略特区法案に反対の討論を行います。

法案の内容に入る前に、委員会審議のルールを真つ向から否定した与党の委員会運営について一言申し上げたい。

国家戦略特区法案は、安倍内閣の重要法案とされているにもかかわらず、民主的ルールの下で公正で冷静な運営を進めようとしていた前委員長の首をすげ替えた上に、委員長職権で委員会を開会、参考人質疑もせず、委員の十分な審議を保障せず採決強行を推し進めようとしていることに強く抗議をするものであります。

本委員会での審議時間は僅か七時間、衆議院の三分の一にもならず、会期末を迎えた本日、会期制の原則にのっとるなら、本来、廃案にすべきものであります。

以下、国家戦略特区法案に対する反対の理由を具体的に述べます。

第一の理由は、弱肉強食の経済至上主義で、規制緩和を国家の意思として地域指定も含めて上から一方的に国民に押し付け、全国区に広げるものであり、総理大臣の下に規制緩和とメニューを次々と加えていくシステムを創設するものだからであります。まず規制緩和とありきで、そのことで安全、安心が脅かされる側の声は無視され、検証もされずに、国民の中に一層の格差と貧困を進めるものであります。

反対理由の第二は、戦略特区地域の指定、特区計画の認定、雇用ガイドラインの検討など、要とされている戦略特区諮問会議に、総理、官房長官などとともに、解雇特区や雇用の規制緩和を強力に主張する今や派遣会社最大手パソナ会長となっている竹中平蔵氏など、財界人の起用が進められようとしていることでもあります。

私の本会議質問でも、竹中平蔵氏の起用について、菅官房長官は決して否定せず、根拠なく、利害のあるテーマの際には外し公正中立に行うなどと根拠も担保もなく述べましたが、法人税や労働法制の規制緩和などのために外すことなどできるわけがありません。

使用者と労働者が対等の立場にない雇用関係において、人類は労働者保護のための労働法の必要性を学び、契約自由社会を修正してきたのが近代社会の知恵であり、到達点であります。事もあら

うに、むき出しの労働者搾取のための解雇の金銭解決、労使で解雇ルールを決めればよいという解雇特区推進論者である使用者代表を諮問会議の重要なメンバーに据えるなど、到底許されるものではありません。

反対理由の第三は、今や若者や女性の二人に一人が正社員になれず、不安定雇用と低賃金に苦しんでいる中、求められているのは、安心して働ける雇用のルールの確立、正社員と均等待遇、中小企業への支援と併せての最低賃金の大幅引上げなどであるにもかかわらず、この法案は、それと逆行する労働法制の規制緩和の道筋を付け、一層非正規化を進め、格差社会を広げるものだからであります。

この間、国家戦略特区ワーキンググループでは、労使の契約でいつでも解雇できるようにすること、労働時間の上限規制の緩和など、解雇特区、過労死特区ともいふべきものが検討されてきました。こうした企ては国民の批判を前にトーンダウンしましたが、新たに有期労働の無期転換申込みを現行五年から十年に先延ばしすることが狙われており、何年働いても正規雇用、正社員の道がますます遠ざかることになろうとしております。

これだけにとどまらず、医療、農業、教育など様々な分野で国民の命や安全、暮らしや営業にかかわる規制緩和が首相のトップダウンで次々と持ち込まれようとしています。日米の財界の要求を優先し、国民の命や暮らし、雇用や中小企業を守るルールを壊すことなどあつてはなりません。

以上、本法案に反対する理由を述べて、討論とします。

○委員長(山東昭子君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

国家戦略特別区域法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(山東昭子君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前十四時四十分休憩

午前十一時五十一分開会

○委員長(山東昭子君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

アルコール健康障害対策基本法案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長代理理事関芳弘さんから趣旨説明を聴取いたします。関芳弘さん。

○衆議院議員(関芳弘君) ただいま議題となりましたアルコール健康障害対策基本法案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒がアルコール健康障害の原因となるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、アルコール健康障害について、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害と定めることとしております。

第二に、アルコール健康障害対策に対する国、地方公共団体、酒類の製造又は販売を行う事業者、国民、医師等及び健康増進事業実施者の責務を規定することとしております。

第三に、政府は、アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講ずることとしております。

第四に、政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策推進基本計画を定めることとしております。

第五に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び概要であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(山東昭子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

アルコール健康障害対策基本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山東昭子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山東昭子君) これより請願の審査を行います。

請願第八三号青少年健全育成基本法の制定に関する請願外四十二件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(山東昭子君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山東昭子君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山東昭子君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十五分散会

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、子ども・子育て支援新制度に関する請願
(第四五九号)
一、青少年健全育成基本法の制定に関する請願
(第五一一号)(第五一二号)

第四五九号 平成二十五年十一月十九日受理

子ども・子育て支援新制度に関する請願

請願者 兵庫県西宮市 小島圭介 外二千五百五十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第五一一号 平成二十五年十一月二十日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 石川県金沢市 紐野義昭

紹介議員 山田 修路君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第五一二号 平成二十五年十一月二十日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 さいたま市 新藤信夫 外四百十名

紹介議員 古川 俊治君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、アルコール健康障害対策基本法案(衆)

アルコール健康障害対策基本法案

アルコール健康障害対策基本法案

目次

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画
等(第十二条―第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条―第二十四条)

第四章 アルコール健康障害対策推進会議
第二十五条

第五章 アルコール健康障害対策関係者会議

(第二十六条・第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、酒類が国民の生活に豊かさ
と潤いを与えるものであるとともに、酒類に関
する伝統と文化が国民の生活に深く浸透してい
る一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害
の原因となり、アルコール健康障害は、本人の
健康の問題であるのみならず、その家族への深
刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性
が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に
関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体
等の責務を明らかにするとともに、アルコール
健康障害対策の基本となる事項を定めること等
により、アルコール健康障害対策を総合的かつ
計画的に推進して、アルコール健康障害の発
生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアル
コール健康障害を有する者等に対する支援の充
実を図り、もって国民の健康を保護するととも
に、安心して暮らすことのできる社会の実現に
寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アルコール健康障害」
とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、
未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒
の影響による心身の健康障害をいう。

(基本理念)

第三条 アルコール健康障害対策は、次に掲げる
事項を基本理念として行われなければならない。
一 アルコール健康障害の発生、進行及び再発
の各段階に応じた防止対策を適切に実施する
とともに、アルコール健康障害を有し、又は
有していた者とその家族が日常生活及び社会
生活を円滑に営むことができるように支援す
ること。

二 アルコール健康障害対策を実施するに当
たっては、アルコール健康障害が、飲酒運

転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連
することに鑑み、アルコール健康障害に関連
して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資
するため、これらの問題に関する施策との有
機的な連携を図られるよう、必要な配慮がな
されるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、アル
コール健康障害対策を総合的に策定し、及び実
施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念に
のっとり、アルコール健康障害対策に関し、国
との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた
施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 酒類の製造又は販売(飲用に供すること
を含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び地
方公共団体が実施するアルコール健康障害対策
に協力するとともに、その事業活動を行うに当
たって、アルコール健康障害の発生、進行及び
再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第七条 国民は、アルコール関連問題(アルコー
ル健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運
転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同
じ。)に関する関心と理解を深め、アルコール健
康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなけ
ればならない。

(医師等の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、国及び地方
公共団体が実施するアルコール健康障害対策に
協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び
再発の防止に寄与するよう努めるとともに、ア
ルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療を
行うよう努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第九条 健康増進事業実施者(健康増進法(平成十
四年法律第百三十三号)第六条に規定する健康増進

事業実施者をいう。は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するよう努めなければならない。

(アルコール関連問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間を設ける。

2 アルコール関連問題啓発週間は、十一月十日から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、アルコール関連問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等

(アルコール健康障害対策推進基本計画)

第十二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画(以下アルコール健康障害対策推進基本計画という。)を策定しなければならない。

2 アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める

目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができ。

(都道府県アルコール健康障害対策推進計画)

第十四条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画(以下都道府県アルコール健康障害対策推進計画という。)を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県アルコール健康障害対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進

計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じてアルコール関連問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第十六条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(健康診断及び保健指導)

第十七条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するよう、健康診断及び保健指導において、アルコール健康障害の発見及び飲酒についての指導等が適切に行われるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に係る医療の充実等)

第十八条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に係る医療について、アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又は断酒の指導並びにアルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーションを受けることについての指導の充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの提供を行う医療機関とその他の医療機関との連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

第十九条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、その者に係るアルコール関連問題の状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助言、支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第二十条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者が互いに支え合つてその再発を防止するための活動その他の民間の団体が行うアルコール健康障害対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、矯正その他のアルコール関連問題に関連する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 アルコール健康障害対策推進会議

第二十五条 政府は、内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係

行政機関の職員をもつて構成するアルコール健康障害対策推進会議を設け、アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 アルコール健康障害対策推進会議は、前項の連絡調整を行うに際しては、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴くものとする。

第五章 アルコール健康障害対策関係者会議

議

第二十六条 内閣府に、アルコール健康障害対策関係者会議(以下「関係者会議」という。)を置く。

2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アルコール健康障害対策推進基本計画に關し、第十二条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 前条第一項の連絡調整に際して、アルコール健康障害対策推進会議に対し、意見を述べること。

第二十七条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、アルコール関連問題に關し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正)

第三条 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中、「この法律の施行後二年以内に」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項を」前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条に次の二項を加える。

5 アルコール健康障害対策推進基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第十三条中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に、「策定」を「変更」に改める。

第二十六条第一項中「内閣府」を「厚生労働省」に改め、同条第二項第一号中「第十二条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「第十二条第五項」に改める。

第二十七条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(アルコール健康障害対策関係者会議に關する経過措置)

第四条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に内閣府に置かれたアルコール健康障害対策関係者会議の委員である者は、同項ただし書に規定する規定の施行の日に、前条の規定による改正後のアルコール健康障害対策基本法第二十七条第二項の規定により、厚生労働省に置かれるアルコール健康障害対策関係者会議の委員として任命されたものとみなす。

(内閣府設置法の一部改正)

アルコール健康障害対策関係者会議

アルコール健康障害対策基本法

第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第四十六号の四を削る。

第三十七条第三項の表アルコール健康障害対策関係者会議の項を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。

八十九の二 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定(変更に係るものに限る。)及び推進に關すること。

第十三条の次に次の一条を加える。

(アルコール健康障害対策関係者会議)

第十三条の二 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える。

十二月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願(第五八九号)

第五條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第四十六号の三の次に次の一号を加える。

四十六の四 アルコール健康障害対策推進基本計画(アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)第十二条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に關すること。

第三十七条第三項の表障害者政策委員会の項の次に次のように加える。

一、マイナンバー法の廃止に關する請願(第五九〇号)

一、国民監視の共通番号制の導入反対に關する請願(第五九一号)(第五九二号)

一、戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に關する請願(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)(第五九六号)

一、青少年健全育成基本法の制定に關する請願(第七三九号)

一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に關する請願(第七六六号)(第八一二号)(第八一三三号)(第八一四号)

第五八九号 平成二十五年十一月二十五日受理
税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 東京都板橋区 鈴木けい子 外八

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第五九〇号 平成二十五年十一月二十五日受理
マイナンバー法の廃止に関する請願

請願者 高知県土佐市 大森陽子 外四百六十三名

紹介議員 仁比 聡平君

民主党の野田内閣は、自民・公明両党と共に、多くの国民の反対を押し切つて、消費税大増税と社会保障改悪の一体改革関連法を強行成立させた。社会保障制度改革推進法は、自助・自立を基本とし、社会保障を次々切り捨てようとしている。これは、憲法第二十五条の社会保障に対する国の責任を放棄するものである。東日本大震災や福島原発事故の被災者を始め、国民の暮らしは収入減が続き、ぎりぎりの生活である。医療、介護、年金などの国民負担を増やすことは許されない。

ついで、命を守り社会保障を充実させるよう、次の事項について実現を図りたい。
一、マイナンバー法(共通番号制)を廃止すること。

第五九一号 平成二十五年十一月二十五日受理
国民監視の共通番号制の導入反対に関する請願

請願者 東京都文京区 増田哲士 外二千三百六十三名

紹介議員 吉良よし子君

政府の社会保障と税の一体改革は、国民に消費税増税や給付削減などの負担増を押し付けた。消費税が社会保障目的税として位置付けられると、今後、社会保障費を賄うために税率は簡単に上げられることになる。安心して暮らすことができる

ように社会保障の拡充を求め、応能負担の原則と所得再配分を担う所得税、法人税、高額所得者優遇税制を充てるようにするべきであり、消費税率引上げの中止を求める。

ついで、国民の生活を守るため、憲法第二十五条のつとり次の事項について実現を図られたい。

一、国民監視の「共通番号制」を導入しないこと。

第五九二号 平成二十五年十一月二十五日受理
国民監視の共通番号制の導入反対に関する請願

請願者 東京都板橋区 緒方大地 外二千三百六十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第五九三号 平成二十五年十一月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 東京都板橋区 下山雅子 外五百三十一名

紹介議員 紙 智子君

政府は戦時慰安婦問題は決着済みとして法的責任を拒否しているが、多くの被害者及び被害国政府は、そうした態度を受け入れていない。二〇一一年九月、韓国政府は「政府が慰安婦問題解決に関して日本政府と外交交渉をしないのは憲法違反である」との韓国憲法裁判所決定を受け、日本に対して政府間協議を申し入れた。しかし、政府は韓国政府の協議要求に応じていない。政府が道義的責任を果たすとして始めた女性のためのアジア平和国民基金は、韓国、フィリピン、中国、台湾、北朝鮮など多数の被害女性の尊厳を回復するものではなく、多くの関係者に拒否されたまま償い金事業は終了、基金は二〇〇六年度をもつて解散した。慰安婦裁判は次々と敗訴し、被害者の救済と名誉回復のめどは立っていない。政府は、国連人権委員会・理事会、国連人権規約委員会、ILOから再三、慰安婦問題の解決を促す勧告を受

け、二〇〇七年には、アメリカ、オランダ、カナダ、EU議会で同趣旨の決議が採択された。二〇〇九年には国連女性差別撤廃委員会から「被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれらの犯罪に関する教育を含む永続的解決への緊急な努力」を再度勧告されている。政府がこれ以上こうした国際世論に応えず、責任ある対応を拒否し続けることは許されない。侵略戦争によって人間の尊厳と女性の人権を極限まで踏みつけた慰安婦問題を放置したままでは、アジアや世界において諸国民との信頼を築き、名誉ある地位を占めることを目指す日本国憲法の精神を達成することはできない。慰安婦問題が「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である」と認めた河野洋平内閣官房長官談話(一九九三年)と真摯に向き合い、慰安婦問題解決のための法律制定により公式謝罪、補償など最終解決を行い、次世代への正しい歴史教育を行うことは、国際的責務である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、法律制定により「戦時慰安婦問題の最終解決を行うこと」。

第五九四号 平成二十五年十一月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 東京都多摩市 小林京子 外五百三十一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第五九五号 平成二十五年十一月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 京都市 稲津友里 外五百三十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第五九六号 平成二十五年十一月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 東京都青梅市 中里裕子 外五百三十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第七三九号 平成二十五年十一月二十六日受理
青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 島根県出雲市 多久和忠雄 外百七名

紹介議員 青木 一彦君

この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第七六六号 平成二十五年十一月二十七日受理
韓国・朝鮮人元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願

請願者 東京都西東京市 兼岡文子 外十九名

紹介議員 福島みずほ君

韓国・朝鮮人元BC級戦犯者は、第二次大戦のさなか日本軍に動員され、戦後の連合国による軍事裁判でBC級戦犯として有罪判決を受けた。日本人として軍に動員され、日本人として裁かれ、祖国が独立した後も日本人戦犯として刑を受けたのみならず、一部は刑死を強いられている。生還した者も、釈放されると同時に外国人(第三国人)として放り出され、一切の補償・援護の対象外とされてきた。韓国・朝鮮人元BC級戦犯者とその遺族は、約半世紀以上にわたって、日本政府に対し謝罪と補償を求めて働きかけを続けてきた。裁判所にも訴え、東京地裁・高裁・最高裁から立法を促す付言判決が出されている。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者とその遺族に対する立法措置を行うこと。

一、韓国・朝鮮人元BC級戦犯者とその遺族に対する立法措置を行うこと。

第八二二号 平成二十五年十一月二十七日受理
韓国・朝鮮人元B C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願
請願者 東京都江戸川区 牛丸教子 外百二十六名

紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第八一三三号 平成二十五年十一月二十七日受理
韓国・朝鮮人元B C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市 田角沙織 外七十九名

紹介議員 有田 芳生君
この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第八一四号 平成二十五年十一月二十七日受理
韓国・朝鮮人元B C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願
請願者 大阪府摂津市 田渕正明 外八十九名

紹介議員 森本 真治君
この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、子ども・子育て支援新制度に関する請願
(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第一〇三九号)
一、韓国・朝鮮人元B C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(第一〇四〇号)

第九五八号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 名古屋市 米重智子 外三万四千八百七十八名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九五九号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 滋賀県栗東市 前田翠 外三万四千八百七十八名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九六〇号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 宮城県栗原市 諏訪愛音 外三万四千八百七十八名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九六一号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 東京都豊島区 伊野由紀子 外三万四千八百七十八名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九六二号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 京都市 他谷理恵 外三万四千八百七十八名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九六三号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 東京都港区 武香代子 外三万四千八百七十八名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

請願者 東京都葛飾区 森本とも 外三万四千八百八十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九六五号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 埼玉県本庄市 最上福男 外三万四千八百七十八名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九六六号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 大阪府東大阪市 石田真理 外三万四千八百七十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九六七号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 広島県尾道市 武謙 外三万四千八百七十八名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第九六八号 平成二十五年十一月二十八日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 兵庫県川西市 北山美佐子 外三万四千八百七十八名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一〇三九号 平成二十五年十一月二十九日受理
子ども・子育て支援新制度に関する請願
請願者 東京都葛飾区 成澤孝枝 外九百九十九名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一〇四〇号 平成二十五年十一月二十九日受理
韓国・朝鮮人元B C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願
請願者 神戸市 村上マリ 外九十九名

紹介議員 那谷屋正義君
この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

平成二十五年十二月十七日印刷

平成二十五年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F